平成２３年（フ）第１１０８号
千葉市美浜区幸町２丁目11番19棟309号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１９号
千葉県市川市市川２丁目32番24号　三菱信託銀行市川寮
債務者　菅野喜美惠
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３６号
千葉県八千代市八千代台西１丁目１番地36
債務者　尾身　　清
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４９号
千葉県船橋市前貝塚町577番地19　ＤＫ塚田コーポ101号
債務者　島田　常雄（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７７号
千葉県市川市新浜１丁目２番25―106号　バードパーク新浜
債務者　豊澤まり子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５号
千葉県香取市北２丁目３番地９　２階、住民票上の住所千葉県香取市佐原ニ583番地
債務者　伊能　裕紀
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２２１０号
名古屋市緑区桶狭間神明964番地
債務者　亀田　　文
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２７号
名古屋市港区港陽３丁目12番５号　港陽ハイツ105号
債務者　瀧本　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４９号
札幌市東区北25条東16丁目４番30―203号
債務者　林　　良子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４４号
札幌市中央区宮の森２条５丁目４番22号　宮の森クリーンハイツ10号
債務者　樽谷　文夫
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８０号
札幌市西区西野７条10丁目22番５号
債務者　高杉ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２８号
札幌市白石区本通11丁目南４番２号　サニーマンション11号
債務者　藤巻　美和（旧姓霜田）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２９１号
北海道恵庭市本町172番地　リヴィエールＮＪ202号
債務者　岩本　　理
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３０号
札幌市南区石山４条６丁目１番１号
債務者　津幡　浩子（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３５号
札幌市北区北25条西18丁目１番21―203号
債務者　浦木麻衣子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５７号
札幌市白石区東札幌２条６丁目１番22―405号
債務者　今村　友美（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５８号
札幌市東区北19条東16丁目４番７号　アーバンコート元町Ⅷ101号
債務者　尾張　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部